(5)　被験者に対する本遺伝子組換え生物の投与は、手術室内において、同側の被殻の中に本遺伝子組換え生物希釈溶液を定位脳手術により注入することで行う。

注入セットを定位脳手術装置に慎重に装着した後、被験者の頭蓋骨に開けた直径約12mmの骨孔からカニューレを刺入して、シリンジポンプにより本遺伝子組換え生物希釈溶液を被殻内の2方向へ3μl／minの速度で注入する。注入終了後は、違いに速度で抜去する。特に、先端を先細り構造にした分約3mmの速度で慎重に行う。先端から本遺伝子組換えることにより、カニューレを生物希釈溶液の漏出及び抜去中の本遺伝子組換え生物希釈溶液のエアゾール化を防止する。カニューレ抜去後、被験者の創部を速やかに閉創する。もう一時的に方の被殻への注入も、これと同様に行う。なお、頭部の周辺には布を二重に敷き詰める。

(6)　被験者へ本遺伝子組換え生物投与終了後、被験者の創部を消毒し、真皮に至る創傷用の皮膚欠損用創傷被覆材を貼付して密閉してから、さらに三角巾で覆う。ウイルス漏出防止のためにマスク及びガウンを着用した被験者を手術室から、環境中への拡散防止措置を適切に執った陽圧でない個室（以下単に「個室」という。）に移送する。

(7)　上記(5)及び(6)で用いた注入セット等の器具、布及びガーゼ類は、ウイルス不活化を行い、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。これらのウイルス不活化を他の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。なお、該手術室は、さらに4級アンモニウム塩配合洗剤で液拭きして滅菌する。

(8)　投与後72時間まで、被験者を個室内で管理する。検査等の理由で被験者が一時的に手術室及び個室から外の陽圧系区域に出る場合には、マスク及びガウン着用等のウイルス漏出予防措置を義務付ける。

(9)　個室における管理期間中の被験者の排泄物等（血液、体液、尿、糞便等。以下同じ。）は、ウイルス不活化を行った後、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。これらのウイルス不活化を他の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。なお、臨床検体として使用する被験者の排泄物等の取扱いは、本遺伝子組換え生物の溶液の取扱いに準じる。

(10)　個室における管理期間中、被験者に対して侵襲的に使用した器具等及び被験者の排泄物等に接触した器具等は、ウイルス不活化を行った後、医療廃棄物管理規程に従い廃棄又は十分洗浄する。これらのウイルス不活化を他の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。

(11)　個室における被験者の管理を解除する前に、被験者の血液及び尿中の本遺伝子組換え生物が陰性であることを確認する。本遺伝子組換え生物が陽性であるときは、個室における管理を継続する。

(12)　個室における管理解除後に被験者の血液又は尿中から本遺伝子組換え生物が検出された場合には、直ちに被験者を個室に移し、上記(8)から(11)までと同様の措置を執る。

○関東地方整備局告示第二百五十二号

多摩川水系に係る指定区間外の一級河川多摩川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十七年五月八日　　関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和二十九年六月三十日付け神奈川県告示第三百七十五号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○北海道開発局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月八日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道亀田郡七飯町字西大沼三五三番から同道茅部郡森町字赤井川一四一番一まで	前	一九～四四・五〇（メートル）	二一・二三八（キロメートル）
	後	一九～四八・五一（メートル）	二一・二三八（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月八日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道沙流郡日高町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署七〇林班い小班地内	前	一九・二七～五五・五三（メートル）	二〇・八七六（キロメートル）
	後	二五・四一～七八・二一（メートル）	二〇・八七六（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部